住宅改修給付対象について

**○共通**

　・破損、老朽化による取替えや修理は給付の対象になりません。

・住宅改修のために必要になった工事費用は、付帯工事として給付の対象となります。

例えば、「扉を取り替える改修に伴い、壁の改修とその壁の電源プラグの移動を行う」という場合、住宅改修である「扉の取替え」に直接的に関わっている「壁の改修」については付帯工事ですが、「電源プラグの移動」は「壁の改修」に伴うものとされるため、付帯工事ではありません。

　・レンタル用具（手摺、スロープなど）を設置するために行う改修は、住宅改修の付帯工事では

　　ないため、給付の対象になりません。

　・給付対象となる「諸経費」には、運搬費、搬入費、持込残材処分費、養生費、仮設関係費、消耗

品費、交通費、燃料費、通信費、設計料、積算費用、申請手数料、事務経費等が含まれます。

基本的には工事総額の10％～15％の金額にしてください。

　・大工を営む家族に住宅改修を依頼した場合、その支給については、材料の購入費のみ対象になり

ます。なお、家族が経営する会社に改修を依頼する場合も、材料の購入費のみ対象になります。

※「家族」とは、同居している者か、３親等以内の者です。

※大工ではない家族が改修を行う場合も、材料購入費のみ対象です。

　・リハビリ目的の改修、仕事や趣味をするための動作に伴う改修は対象になりません。

・申請内容によっては、施工前または施工後に、市職員が点検・調査に伺うことがあります。予めご了承ください。

**○手摺の設置**

＜手摺の種類について＞

　・握りやすい形状のものなど、ご本人の身体状況に合ったものをご利用ください。

　・シェルター付きの手摺については、給付の対象になりません。

（シェルター部分に介助の役割が見出せないため）

　・可動式の手摺を設置する場合は、可動式でないといけない理由や住宅環境を、申請の際必要書類

（理由書及び写真）にてわかるようにしてください。

＜手摺の設置箇所について＞

　・生活動線に合わせた箇所に設置してください。

　　普段あまり使用しない箇所への設置は給付の対象になりません。

・屋外への設置については、法令に抵触しない範囲での改修をおこなってください。

＜その他＞

　・ブラケットの個数は、手摺の規定に合った個数にしてください。

　　やむを得ず少なく取り付ける場合は、その旨を申請時にお伝えください。

　・身体状況の変化により、新しい手摺を設置するために既存手摺を取り外す工事は、付帯工事と

　　して給付の対象となります。身体状況に合わせた位置変更も同様に、給付の対象です。

　・下地の補強でクロスを張り替える場合、補強部分のみのクロスに係る費用は、給付の対象になります。

**○段差の解消**

＜「段差解消」となる改修＞

　・以下のものは、段差の解消として給付の対象になります。

　　　＊スロープの設置や固定型式台の設置

　　　＊階段１段の高さを軽減する改修（段数増築など）

　　　＊各部屋の敷居段差解消のための床のかさ上げ

　　　　※申請時にはその床に面したすべての段差の写真が必要になります。

　　　　※生活動線上の箇所のみ給付の対象になります。

　　　＊浴槽を浅いものに取り替える改修

　　　＊掘り炬燵用の穴を均す改修

　　　　※足の上がりが悪い・生活動線上にあり転倒転落の危険がある等、適当な理由がある場合に

　　　　　給付の対象になります。

　　　＊玄関から道路までの通路において階段等の段差を緩やかにする改修

＜その他＞

　・スロープの勾配は、原則1/12以下です。

スペースに余裕がない等、やむを得ない事由がある場合は1/8以下とします。

　・スロープ幅は、本人の身体状況や、使用する車いすの幅等を考慮した幅にしてください。

　・ユニットバス設置の場合、「浴室入口の段差解消」「滑りにくい床材への変更」「浅い浴槽への取替え」の３点に係る工事について、給付の対象になります。

　　該当部分のみ按分し給付対象額を算出するため、見積書はできるだけ詳細に記載してください。

　・浴槽の取替えや、浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事は、付帯工事として給付の対象になります。

　・昇降機、リフト、段差解消機等の、動力による床段差解消機器を設置する工事は、給付の対象になりません。

　・浴室の段差解消のための浴室すのこの設置は、固定する場合は住宅改修の給付対象になります。固定しない場合は福祉用具購入の対象になります。

**○床材の変更**

＜「床材の変更」となる改修＞

　・以下のものは、床材の変更として給付の対象になります。

＊滑りにくい床材への変更

　※車いすや歩行器などでの移動の、円滑化のために変更するものも含まれます。

＊滑りにくくするための加工(溝を付ける等)

　　　＊階段のふちや床面へ滑り止め用のゴムやカーペットを貼り付ける改修

　　　　※いずれも置くだけであれば給付の対象にはなりません。

　　　＊畳からフローリングへの変更

　　　　※「ベッドを置きたいから」というような理由では給付の対象になりません。

　　　＊玄関から道路（門）までの通路の舗装（砂利や飛び石を埋めて均す工事等）

**○扉の取替え**

＜「扉の取替え」となる改修＞

　・以下のものは、扉の取替えとして給付の対象になります。

　　　＊開き戸から引き戸への変更

　　　＊扉からカーテンへの変更

　　　＊重く開閉困難な引き戸の変更

　　　＊車いす等通行のための扉撤去または位置変更

　　　＊右（左）開き戸を左（右）開きへ変更

　　　＊門扉の変更

＜その他＞

　・扉枠の撤去や、カーテンレールの設置は付帯工事として、給付の対象になります。

　・扉の新設は、基本的に給付対象外です。ただし、扉の位置を変更するより扉を新設した方が安価であると認められる場合は、給付の対象になります。

申請時に位置変更と新設両方の見積書をご提出ください。

　・トイレの扉を内開きから外開き、または引き戸に変更する工事も、給付の対象になります。

　●扉自体はそのままに、ドアノブのみ握りやすいものに変更する工事も、「ドアノブの変更」として給付の対象になります。

**○洋式便器への取替え**

＜便器の種類等について＞

　・和式便器から洗浄機能等がついた洋式便器への取替えは、洗浄便座一体型の便器であれば給付の対象になります。

　　組み合わせ型の便器であっても申請はできますが、洗浄機能等がついた便座を使用する場合は、便座部分を除いた金額が給付の対象になります。

　・洋式便器の便座のみの取替えは、給付の対象になりません。

　・既存の洋式便器で、身体状況に合わせて向きや高さ等を変える工事は、給付の対象になります。

　・居室内に洋式便器を新設する場合は、現在利用中の便器が和式であり、今後その便器を使用不可とするのであれば、洋式便器の新設について給付の対象になります。

　・和式便器に被せるタイプの洋式便器（ポータブルトイレ）は、金具等で固定する場合には住宅改修として給付の対象になります。

　・和式から洋式への便器の取替えによる給排水設備工事は、給排水器へ便器を接続する工事のみ、付帯工事として給付の対象になります。